

補助金等に関する行政評価・監視 - 利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金を中心として - 結果に基づく勧告に伴う改善措置状況(その後)の概要

| | |
|-----------------------|---|
| 【調査の実施時期等】 | 実施時期：平成11年12月～13年10月 調査対象機関：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省 |
| 【勧告日及び勧告先】 | 平成13年10月19日。総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省に対し勧告 |
| 【回答年月日】 | 総務省：平成14年10月28日、文部科学省：平成14年10月16日、農林水産省：平成14年10月23日 経済産業省：平成14年11月19日、環境省：平成14年11月6日 |
| 【その後の改善措置 状況回答年月日】 | 総務省：平成16年2月25日、文部科学省：平成16年2月24日、農林水産省：平成16年2月23日 経済産業省：平成16年2月27日、環境省：平成16年2月25日 |

【行政評価・監視の背景事情等】

平成9年6月の衆議院本会議における平成7年度一般会計歳入歳出決算等に関する議決において、補助金の使用状況の的確な把握、補助目的の継続的有効性の点検の一層の充実、補助金の見直しの実施等が求められている。

中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、政府は、補助金等の見直しを行うに当たっては、補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備することとされ、また、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)においても、各省庁は、国庫補助負担金の目的の達成状況、効果の実態調査等を適時に行い、これに基づき具体的な改善措置を講ずる仕組みを整備することとされている。

補助金等について、当省では、その整理合理化、事務手続の簡素化等を図る観点から、これまで数次にわたって府省横断的な調査を実施しており、平成10年11月及び12年3月には、補助金等の執行の適正化等を図る観点から、施設の整備に対する補助金のうち民間団体等に交付するものについて、勧告を行った。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、施設の整備に対する補助金を対象とした調査の一環として、補助金の効果的かつ効率的な使用及び補助事業の実施の透明性を確保する観点から、利用料金等を徴収する施設の整備に対して交付される補助金のうち交付件数が多いものについて、採択審査の実施状況、補助対象施設の利用状況、補助事業の目的の達成や効果等に関する評価の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したもの

(参考)調査対象補助金(目ベース)5省10補助金

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金

文部科学省：社会体育施設整備費補助金

農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助、沿岸漁業構造改善事業費補助金

経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金

環境省：自然公園等整備費補助

| 主 な 勸 告 事 項 | 関係府省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>1 補助事業の効果的な実施</p> <p>ア 補助事業の採択審査 (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用の確保を図る観点から、次の措置を講ずることが必要</p> <p>補助事業の採択において、施設の利用見込みを審査する仕組みを整備し、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">農林水産省：林業地域総合整備事業費補助</p> <p>施設の利用見込みを審査する仕組みにおいて、以下の措置を講じ、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。</p> <p>）整備される施設の種類に対応した的確な指標を用いた利用見込みを設定させるものとする。</p> <p>）補助事業が実施される地域の近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">総 務 省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金 農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金等 4 補助金 経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金等 2 補助金 環 境 省：自然公園等整備費補助</p> </div> <p>(説明)</p> <p>施設の利用見込みを審査する仕組みが整備されていないもの (農林水産省：林業地域総合整備事業費補助)</p> <p>施設の種類に対応した的確な指標(例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設における利用室・棟数、地域産品販売施設における販売額)を用いた利用見込みを設定することとされていないもの、あるいはその設定が不十分なもの</p> | <p>(:「回答」時に確認した改善措置状況) (:「その後の回答」時に確認した改善措置状況)</p> <p>(林業地域総合整備事業費補助)</p> <p>調査途上における指摘を受けて事業実施要領等の改正(平成13年3月30日)を行い、事業計画の審査において、補助事業者による利用見込みの設定及び近隣施設との関連性等について審査する仕組みを整備。今後は、これに基づき厳正な採択審査を実施予定</p> <p>また、平成14年度森林整備事業再編に伴い制定(14年3月29日)した「森林居住環境整備事業実施要領」においても、同趣旨を規定</p> <p>「森林居住環境整備事業実施要領」に基づき、利用料を徴収する施設の整備の採択審査に当たっては、近隣施設の利用動向及びそれを踏まえた施設の利用見込み収支計画を作成させることとしている。</p> <p>(過疎地域活性化施設整備事業費補助金)</p> <p>過疎地域活性化施設整備事業を再編した「地域間交流施設整備事業」に係る補助要綱(平成14年4月1日制定)において、施設の種類ごとに当該施設に対応した的確な指標を用いた利用見込みを設定させる仕組みを整備し、14年度採択事業から適用することとした。また、調査途上における指摘を受けて本補助事業の補助要綱を改正(平成13年4月2日)し、施設の利用見込みについて、類似施設の利用状況等各種の指標を総合的に勘案して設定させるとともに、その際利用した資料を添付させる措置を実施</p> <p>「地域間交流施設整備事業」に係る補助要綱に基づき、施設の利用見込みについては、施設の種類ごとに当該施設に対応した的確な指標を用いて、類似施設の利用状況等各種の指標を総合的に勘案して設定させるとともに、その際利用した資料を添付させ、これに基づき採択審査を実施</p> <p>(振興山村開発特別事業費補助金)</p> <p>調査途上における指摘を受けて事業実施要領を制定(平成13年3月30日)し、</p> |

| 主 な 勧 告 事 項 | 関係府省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>(総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p> <p>補助事業実施地域の近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定することとされていないもの</p> <p>(総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p> <p>以上のこともあって、採択施設の中に利用状況からみて補助効果の発現が不十分なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の利用見込みを審査する仕組みのない1補助金においては、稼働実績が把握できた6施設中5施設の稼働率は10パーセント以下 ○ 施設の利用見込みを審査する仕組みはあるものの、利用見込みの内容が不十分な8補助金においては、利用見込みに対する利用実績が3年間把握できた244施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間とも利用実績が利用見込みに達していないものが126施設(51.6パーセント) ・ 3年間とも利用実績が利用見込みの50パーセント未満のものが53施設(21.7パーセント) | <p>施設の種類に対応した的確な指標を用い、かつ、施設を整備する地域の需要動向を的確に踏まえた利用見込みを設定させる仕組みを整備するとともに、全国山村振興対策担当者会議(13年5月18日開催)等においてその趣旨を周知徹底</p> <p>事業実施要領等に基づき、施設の種類に対応した的確な指標を用い、かつ、施設を整備する地域の需要動向を踏まえた利用見込みを設定させる仕組みについて、全国山村振興対策担当者会議(平成15年4月18日開催)等において周知徹底</p> <p>(山村等振興対策事業費補助金)</p> <p>勧告内容を踏まえた指導通知を发出(平成14年3月6日)し、施設の種類に対応した的確な指標を用いた施設利用計画を策定させることとし、事業採択についてより厳正な審査を行うようにするとともに、地方農政局等山村振興対策等担当者会議(14年4月23日開催)において、当該指導通知の趣旨を徹底</p> <p>平成15年度新規認定地区のヒアリングに当たっては、指導通知等に基づく「新規認定希望地区チェックリスト」を用いて、施設の利用計画の適正性(施設の種類に対応した指標を使用しているかなど)について、厳正な審査を実施</p> <p>(林業構造改善事業費補助金)</p> <p>整備する施設の種類に対応した的確な指標を用いた利用見込みを設定するとともに、当該利用見込みの設定に当たっては、整備する施設の市町村における観光客等入込数、近隣の同種・類似施設の利用状況等を踏まえるよう林野庁長官通知を改正(平成14年3月29日)し、都道府県あて发出</p> <p>林野庁長官通知に基づき、整備する施設の種類に対応した的確な指標を用い、かつ、整備する施設の市町村における観光客等入込数、近隣の同種・類似施設の利用状況等を踏まえた利用見込みを設定させ、採択審査を実施</p> <p>(沿岸漁業構造改善事業費補助金)</p> <p>整備する施設の種類に対応した具体的な指標を示して利用見込みを設定するとともに、当該利用見込みの設定に当たっては、整備する施設の市町村における観光客入込数や近隣の同種・類似施設の利用状況等を具体的に数値化する</p> |

| 主 な 勸 告 事 項 | 関係府省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>イ 施設の利用に関する指導等 (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用の確保を図る観点から、次の措置を講ずることが必要</p> <p>補助対象施設の利用状況を定期的に報告する仕組みを整備し、利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設について</p> </div> | <p>よう水産庁長官通知を改正（平成14年3月28日等）し、都道府県あて発出水産庁長官通知に基づき、施設の種類ごとの統一した指標を用いるとともに、整備する施設の市町村における観光客入込数や近隣の同種・類似施設の利用状況等を記載した運営計画を作成させることとしている。</p> <p>(産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金)</p> <p>平成14年度採択事業から、補助事業者に対し、補助金交付申請予定調査票に「利用見込みに関する調書」の添付を義務付けるとともに、当該利用見込みの設定に当たっては、施設の種類に対応した的確な指標を用い、近隣類似施設の利用状況等を踏まえて設定するよう指示（13年12月18日）</p> <p>上記の指示（平成13年12月18日）に基づき、「補助金交付予定調査」に「利用見込みに関する調書」を添付させており、同調書において、施設の種類に応じた指標を用い、かつ、近隣類似施設の利用状況等を踏まえた年間利用見込み人数等を記載させ、採択審査を実施</p> <p>(自然公園等整備費補助)</p> <p>補助事業の要望調書において、的確な利用見込みを設定するよう求める通知を、平成15年度事業に係る要望調書提出依頼等の機会に発出することを予定</p> <p>「利用料金等を徴収する施設の整備事業にかかる施設利用見込み調書の作成について」を発出（平成15年2月19日）し、同調書において、料金徴収施設の種類ごとに対応した指標を用いた利用見込みを設定させるとともに、近隣の同種又は類似の施設の稼動状況を記載させ、これを踏まえて採択審査を実施</p> <p>(過疎地域活性化施設整備事業費補助金)</p> <p>調査途上における指摘を受けて交付要綱を改正（平成13年4月2日）し、補助事業の完了後においても施設の利用状況を定期的に報告させる仕組みを整備。今後は、これに基づき補助事業者を適切に指導する予定</p> <p>また、過疎地域活性化施設整備事業を再編した「地域間交流施設整備事業」においても、同趣旨を補助要綱に規定（平成14年4月1日）し、14年度以降の</p> |

| 主 な 勸 告 事 項 | 関係府省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>適切な利用が図られるよう補助事業者等を指導すること。</p> <p>総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金 文部科学省：社会体育施設整備費補助金 農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金等2補助金 経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金等2補助金 環境省：自然公園等整備費補助</p> <p>施設の利用状況を報告する仕組みにおいて、補助対象施設の種類ごとにその利用状況を的確に表す指標を用いて報告させるものとする。</p> <p>農林水産省：山村等振興対策事業費補助金等3補助金</p> <p>(説明)</p> <p>補助金により整備された施設の利用状況を定期的に報告する仕組みが整備されておらず、施設の利用についての指導も行われていないもの</p> <p>(総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p> | <p>採択事業から適用</p> <p>「地域間交流施設整備事業」に係る補助要綱に基づき、補助事業の完了後の施設の利用状況を定期的に報告させ、これに基づき補助事業者等を適切に指導</p> <p>(社会体育施設整備費補助金)</p> <p>勧告の趣旨を踏まえて交付要綱を改正し、施設の利用状況について、運用開始年度から5年間、定期的に報告させる仕組みを平成14年度補助金から整備</p> <p>交付要綱に基づき、既に、平成14年度途中に供用を開始している施設(2施設)から、施設の利用状況についての報告を徴収。また、利用状況が低調な施設が認められた場合、適切な利用が図られるよう指導することとしている。</p> <p>(振興山村開発特別事業費補助金)</p> <p>調査途上における指摘を受けて事業実施要綱等を制定(平成13年3月30日)し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、施設の利用状況を報告する仕組みを整備するとともに、全国山村振興対策担当者会議(13年5月18日開催)等において、その趣旨を周知徹底</p> <p>また、事業実施要領を改正(平成14年4月1日)し、適切な利用が図られるよう補助事業者等を指導する仕組みを整備するとともに、全国山村振興対策担当者会議(14年4月15日開催)等において、その趣旨を周知徹底</p> <p>事業実施要綱、事業実施要領等に基づき、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、施設の利用状況の報告を徴収。また、利用状況が低調な施設が認められた場合、適切な利用が図られるよう指導することとしている。</p> <p>(林業地域総合整備事業費補助)</p> <p>調査途上における指摘を受けて実施要領を改正(平成13年3月30日)し、事業完了後3か年にわたり、施設の利用状況等を報告させる仕組みを整備</p> <p>また、平成14年度森林整備事業の再編に伴い制定(14年3月29日)した「森林居住環境整備事業実施要領」においても、同趣旨を規定</p> <p>「森林居住環境整備事業実施要領」に基づき、都道府県知事が実施状況の監督を行うとともに、事業完了後3か年につき運営状況について報告させること</p> |

| 主 な 勸 告 事 項 | 関係府省が講じた改善措置状況 |
|---|--|
| <p>利用状況を定期的に報告する仕組みはあるが、施設の利用状況を的確に表す指標（例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設における利用室・棟数）を用いて報告する仕組みとなっていないもの （農林水産省：山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金）</p> | <p>としている。</p> <p>（産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金） 補助事業者に対し、事業完了年度の翌年度から「施設利用状況等報告書」を提出するよう指示（平成13年12月18日）し、施設の利用状況からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設については、補助事業者を指導することを予定 上記の指示（平成13年12月18日）に基づき、事業完了年度の翌年度から3年間、「施設利用状況等報告書」を提出させ、報告された利用状況が当初見込みを大幅に下回っている場合などには、補助事業者を指導することとしている。</p> <p>（自然公園等整備費補助） 毎年度の利用状況を報告するよう求める課長通知を发出（平成14年5月27日）し、利用状況を踏まえた適切な施設の利用についても指導することを予定 課長通知に基づき、年度ごとの「延べ稼働実績」や「稼働率」等を報告させている。また、これにより把握した稼働率が低調な1事業主体に対し、PRやサービスの見直し等により稼働率の改善を図るよう指導</p> <p>（山村振興対策事業費補助金） 調査途上における指摘を受けて、地方農政局等山村振興対策等担当者会議（平成13年10月10日開催）において指摘の趣旨等の周知徹底を図ったほか、勧告内容を踏まえ、課長通知を发出（14年3月6日）し、「計画達成状況報告書」において施設の種類ごとに利用状況を的確に表す指標を用いた利用実績を報告させることとし、よりの確な指導による事業の効率的・効果的实施を推進 課長通知に基づき、「計画達成状況報告書」において、施設の種類ごとにその利用状況を的確に表す指標を用いた施設の利用実績を報告させることとしている。</p> <p>（林業構造改善事業費補助金） 施設の種類ごとにその利用状況を的確に表す指標を用いて利用状況を報告</p> |

| 主 な 勸 告 事 項 | 関係府省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>2 補助事業の事後評価等の推進 (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>関係省は、利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金の効果的かつ効率的な使用及び補助事業の実施の透明性を確保する観点から、次の措置を講ずることが必要</p> <p>補助事業の事後評価を実施し、評価結果を補助事業の企画立案に反映させる仕組みを整備すること。また、事後評価の実施に当たっては、補助金により整備された施設の利用状況自体についても評価を実施すること。</p> <p>補助事業の事後評価結果を公表する仕組みを整備すること。</p> <p>総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金 文部科学省：社会体育施設整備費補助金 農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金 環境省：自然公園等整備費補助</p> </div> <p>(説明)</p> <p>補助事業について目的の達成や効果等に関する評価(事後評価)を実施し、評価結果を補助事業の企画立案に反映させる仕組みが整備されていないもの</p> <p>また、利用見込みに比して実績が低調、利用に供されていない等補助効果の発現が不十分なものがみられることから、事後評価の実施に</p> | <p>するよう林野庁長官通知を改正(平成14年3月28日)し、都道府県あて発出 林野庁長官通知に基づき、整備する施設の種類に対応した指標を用いて施設の利用状況を報告させることとしている。</p> <p>(沿岸漁業構造改善事業費補助金)</p> <p>利用状況を報告する仕組みにおいて、施設に対応した的確な指標を用いることとして、施設の利用状況が利用者数、取扱量等の数値で把握できるよう水産庁長官通知を改正(平成14年3月28日等)し、都道府県あて発出 水産庁長官通知に基づき、施設の種類ごとの統一した指標を用い、施設の利用状況について利用者数や取扱量等の数値により報告させることとしている。</p> <p>(過疎地域活性化施設整備事業費補助金)</p> <p>平成14年度以降に採択する事業を対象に、事業完了後おおむね3年を経過したものについて事後評価を実施し、その結果を公表する旨を都道府県に通知(13年8月4日)</p> <p>具体の取扱いについては、今後、必要な実態調査の上、取扱要領を定める予定</p> <p>平成14年度以降に採択する事業を対象に、事業完了後3年を経過したものについて事後評価を実施し、その結果を公表することとした「地域間交流施設整備事業の事後評価実施要領」を策定し、同要領で定めた「施設整備事業の事後評価シート」により、効果の発現状況や施設の利用見込みの達成状況等の観点から、事後評価を実施し、報告する旨を関係都道府県に通知(15年3月13日)</p> <p>(社会体育施設整備費補助金)</p> <p>勸告の趣旨を踏まえ、平成14年度中を目途に、評価の時期、視点、施設の利用状況等を基にした事業の成果を測るための指標、評価結果の公表方法等を盛り込んだ事後評価の要領を定める予定</p> <p>勸告の趣旨を踏まえ、平成15年度中を目途に、評価基準等を引き続き検討し、事後評価の要領を定めることとする。</p> |

| 主 な 勸 告 事 項 | 関係府省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>当たっては、利用状況自体についても評価し、その結果を企画・立案に反映させることが必要な状況</p> <p>さらに、補助事業の事後評価結果を公表する仕組みが整備されていないもの</p> <p>(総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、環境省：自然公園等整備費補助)</p> | <p>(振興山村開発特別事業費補助金)</p> <p>事業実施要領を改正(平成14年4月1日)し、施設の利用状況等を踏まえて事業の成果を評価し、当該結果を補助事業の企画立案に反映する仕組みを整備</p> <p>事業実施要領等に基づき、施設の利用状況等を踏まえて事業の成果についての評価等を実施する仕組みについて、全国山村振興対策担当者会議(平成15年4月18日開催)等において周知徹底</p> <p>(自然公園等整備費補助)</p> <p>事前評価と事後評価の評価項目等についての統一性を確保するため、新規採択時評価の実施手法とともに事後評価の実施手法を検討中</p> <p>この検討の一環として、過去の事業を対象に、平成14年度中に事後評価を試行する等により、速やかに事後評価の仕組みを整備し、その中で公表の仕組みを位置付ける予定</p> <p>平成15年3月に、過去の事業を対象に事後評価を試行的に実施。これらの結果を踏まえ、16年度から、事前評価及び事後評価について統一性等のとれた評価手法の検討調査を行い、速やかに仕組みを整備する。</p> <p>公表の仕組みについても、事前評価と同様な公表の仕組みとする方向で検討する。</p> |